



# 秋田県公報

## 目次

ページ

### 公 告

- 県営土地改良事業の換地処分（山本地域振興局農林部）……………1
- 教育委員会公告
- 社会教育主事の資格の認定（生涯学習課）……………1

## 公 告

平成十九年二月九日県営土地改良事業（富根地区（切石工区）担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 教育委員会公告

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月二十日

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

一 現住所 秋田県仙北郡美郷町金沢東根字北外川原三百十四番

地二

二 氏名 煙 山 光 成

三 生年月日 昭和三十五年二月二日

四 認定年月日 平成十九年二月九日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄